

# 魅力ある川崎らしさの 発見と創造

川崎市都市景観条例

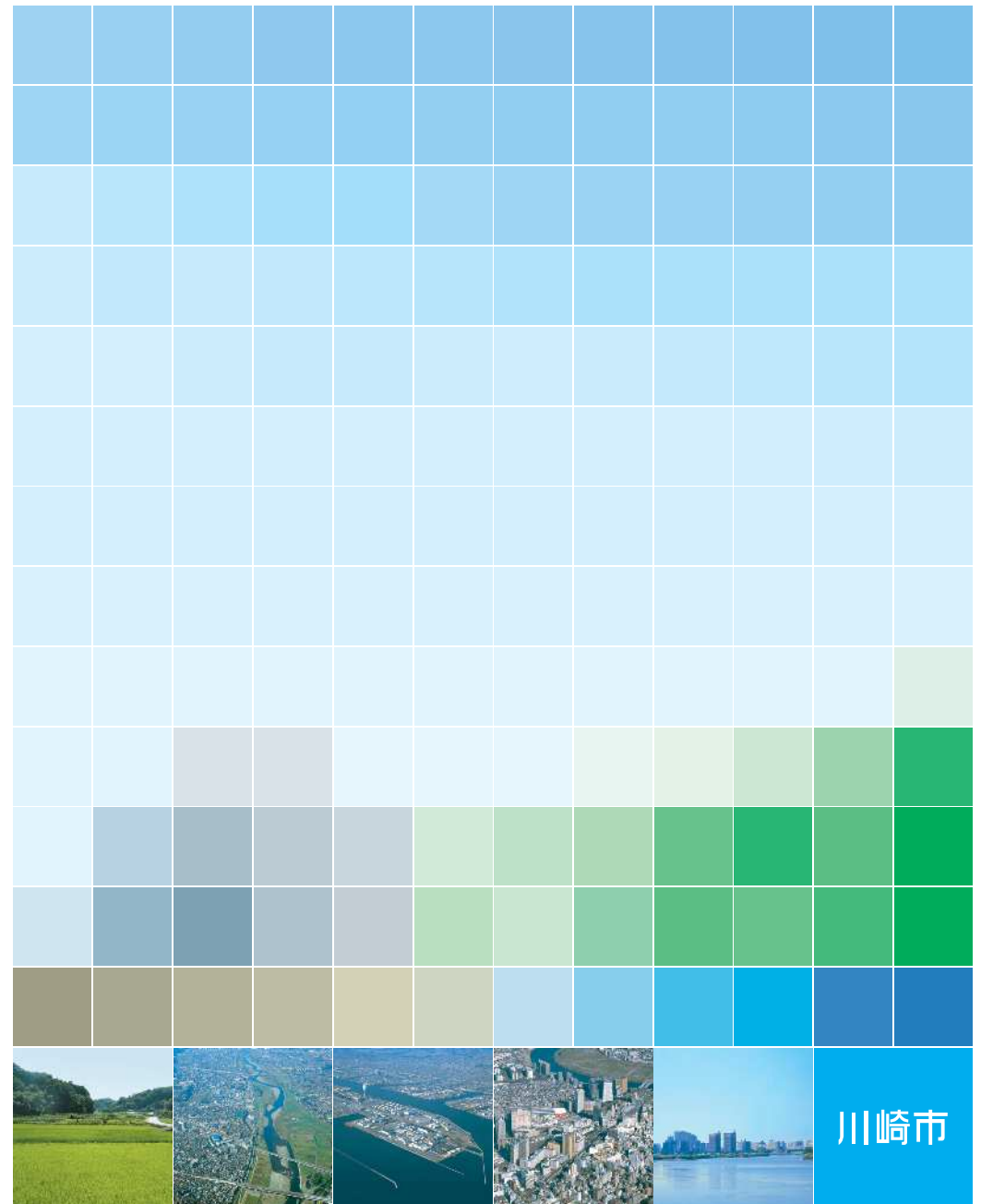


## 川崎市

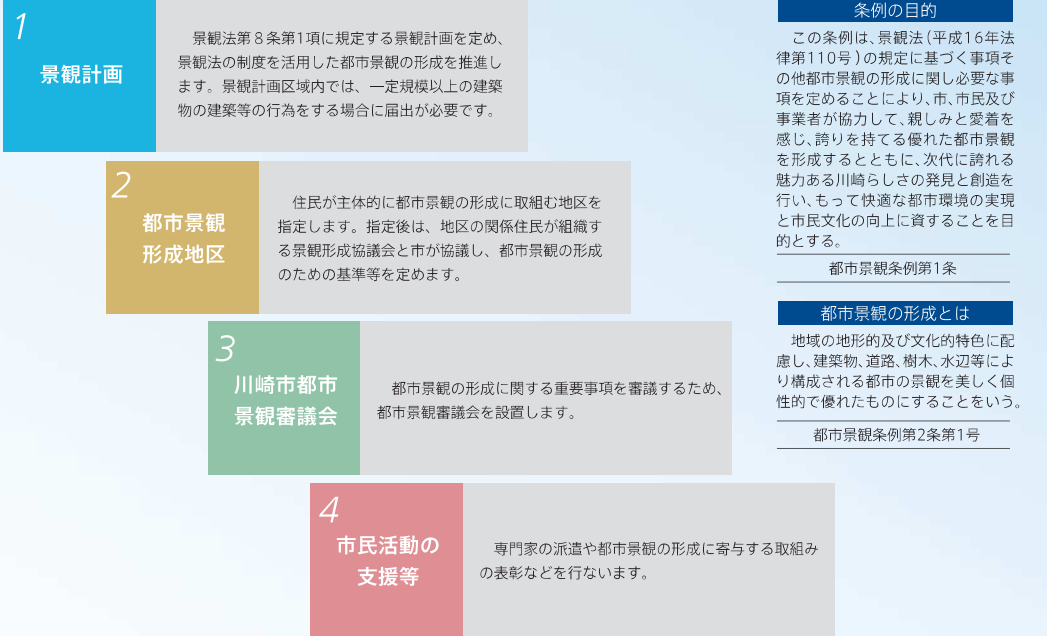
まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL: 044-200-3022 FAX: 044-200-3969  
E-mail: 50keikan@city.kawasaki.jp

令和元年7月作成



# 都市景観条例の構成



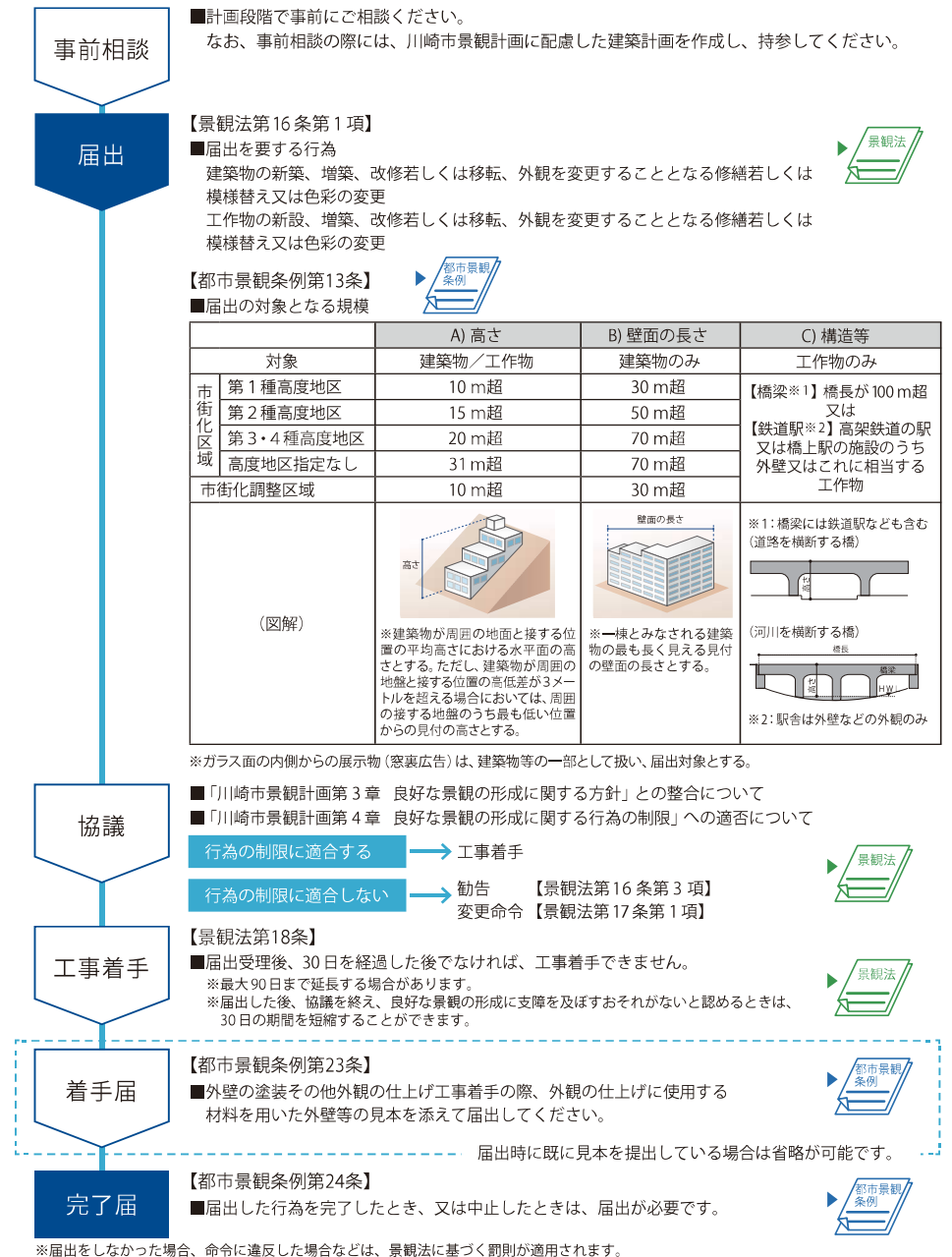
# 景観計画の構成

- 序章** 川崎らしい景観をめざして  
——これまでの川崎市の景観づくりについて記載しています。
- 第1章** 基本理念・目標及び計画の位置づけ  
——都市景観の形成に関する理念や目標などの規定です。
- 第2章** 景観の特徴  
——本市の景観を特徴づけるさまざまな要素に従い、特徴を記載しています。
- 第3章** 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針  
——都市景観の形成に関する景観区域や方針などの規定です。
- 第4章** 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項  
——届出を要する行為やその制限の規定です。
- 第5章** 屋外広告物等による景観形成に関する事項  
——屋外広告物等の表示・屋外広告物等を掲出する物件の設置に関する行為の制限の規定です。
- 第6章** 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針  
——景観重要建造物・樹木の指定方針の規定です。
- 第7章** 公共施設の整備における景観形成に関する事項  
——公共施設の整備における景観形成に関する規定です。
- 第8章** 景観形成の推進方策  
——取り組み体制の構築、関連施策・事業との連携などを通じて、景観形成を推進します。



# 景観計画区域内の行為の届出

【景観法第16条第1項、都市景観条例第13条関係】



## 景観計画特定地区 【都市景観条例第10条関係】

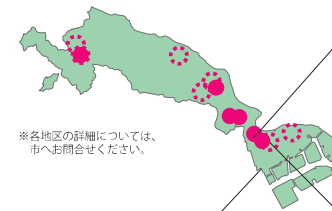
都市景観の形成を図る上で重要な地区を景観計画特定地区として景観計画に定め、行為の制限を詳細に規定します。

### 定めることができる制限

|   |                          |   |                                    |
|---|--------------------------|---|------------------------------------|
| 1 | 建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 4 | 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限 |
| 2 | 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度   | 5 | その他都市景観の形成に関し必要な行為の制限              |
| 3 | 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度  |   |                                    |



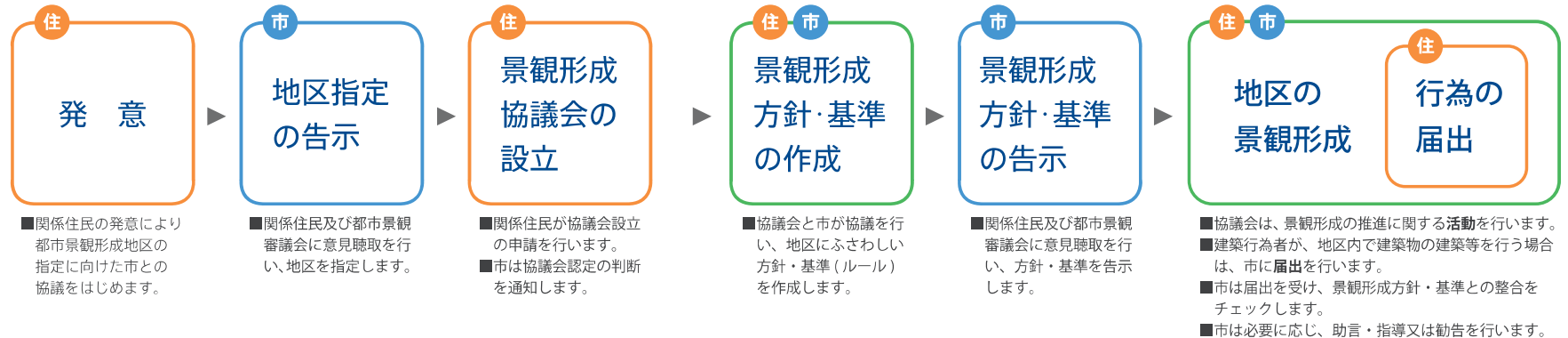
## 景観計画の制限と都市景観形成地区の制限について



- 景観計画特定地区 (景観法に基づく制限)**
  - より積極的な都市景観の形成を図る地区を指定
  - 景観法に基づく届出 (すべての物件が対象) 届出の不備などには、罰則
  - 行為の制限のうち建築物等の形態意匠の制限に適合しない場合は、変更命令が可能
  - ※屋外広告物の基準は、屋外広告物条例の許可条件に反映
- 景観計画区域 (景観法に基づく制限)**
  - 市全域に「行為の制限」として色彩基準を規定
  - 景観法に基づく届出 (景観計画に定めた規模以上の物件のみが対象) 届出の不備などには、罰則
  - 行為の制限に適合しない場合は、変更命令が可能
- 都市景観形成地区 (都市景観条例に基づく制限)**
  - 住民主体で都市景観の形成を推進する地区を指定
  - 条例に基づく届出 (すべての物件が対象) 届出の不備には、勧告
  - ※景観計画に定めた市全域を対象とした「届出を要する行為」に該当する物件の届出不備には、罰則
  - 景観形成基準に適合しない場合は、勧告
  - ※景観計画に定めた市全域を対象とした「行為の制限」に適合しない場合は、変更命令が可能

## 都市景観形成地区 【都市景観条例第4章関係】

住民の主体的な取組により都市景観の形成の推進が期待できる地区を指定し、関係住民(景観形成協議会)と市の協議を経て、景観形成の方針・基準を定めます。



■関係住民の発意により都市景観形成地区の指定に向けた市との協議をはじめます。

■関係住民及び都市景観審議会に意見聴取を行い、地区を指定します。

■関係住民が協議会設立の申請を行います。  
■市は協議会認定の判断を通知します。

■協議会と市が協議を行い、地区にふさわしい方針・基準(ルール)を作成します。

■関係住民及び都市景観審議会に意見聴取を行い、方針・基準を告示します。

■協議会は、景観形成の推進に関する活動を行います。  
■建築行為者が、地区内で建築物の建築等を行う場合は、市に届出を行います。  
■市は届出を受け、景観形成方針・基準との整合をチェックします。  
■市は必要に応じ、助言・指導又は勧告を行います。



地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる 情報発信により川崎の景観への愛着を高める

### 景観形成方針・基準に定める事項【都市景観条例第17条】

- 方針**
  - 都市景観の形成に関する基本目標
  - 公共施設に係る方針
  - 建築物、工作物及び広告物に係る方針/など
- 基準**
  - 建築物等の形態又は色彩などに関すること
  - 広告物の表示及び設置などに関すること
  - 舗装、植栽などの方法に関すること/など



### 届出を要する行為【都市景観条例第20条】

- 建築物の建築等又は工作物の建設等
- 広告物の表示、変更等
- 舗装、植栽その他土地の整備/など

